新旧対比表（りそな PayFast 利用規定）

2026 年 12 月改定

項目	改定前	改定後
第１条 （本規定の適用）	株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、または株式会社みなと銀行（以下これらの銀行を総称して「4 銀行」といいます）のうち「りそな PayFast」（以下「本サービス」といいます）の申込者（以下「甲」といいます）が本サービスの利用申込書において指名した者（以下「乙」といいます）と、りそな決済サービス株式会社（以下「丙」といいます）（なお、乙と丙を総称してまたは個別に「乙丙」といいます）は、本サービスを、甲に対して提供するため、以下に「りそな PayFast 利用規定」（以下「本規定」といいます）を定めます。	株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、または株式会社みなと銀行（以下これらの銀行を総称して「4 銀行」といいます）のうち「りそな PayFast」（以下「本サービス」といいます）の申込者（以下「甲」といいます）が本サービスの利用申込書（第４条第１項で定義します）において指名した者（以下「乙」といいます）と、りそな決済サービス株式会社（以下「丙」といいます）（なお、乙と丙を総称してまたは個別に「乙丙」といいます）は、本サービスを、甲に対して提供するため、以下に「りそな PayFast 利用規定」（以下「本規定」といいます）を定めます。
第４条 （本サービスの申込み）	１．甲は、本サービスの利用を希望する場合、「〈りそな PayFast〉申請シート」（以下「申請シート」といいます）を乙丙に提出し、乙丙、丁および決済事業者の審査の結果、本サービスの利用を認められた場合には、「りそな PayFast 利用申込書」（以下「利用申込書」といいます）を乙丙に提出することにより、申込書記載の諸条件により本サービスの利用を申し込むものとします。	１．甲は、本サービスの利用を希望する場合、「〈りそな PayFast〉申請シート」（以下「申請シート」といいます）を乙丙に提出し、乙丙、丁および決済事業者の審査の結果、本サービスの利用を認められた場合には、「りそな PayFast 利用申込書」（本規定において「利用申込書」といいます）を乙丙に提出することにより、申込書記載の諸条件により本サービスの利用を申し込むものとします。
第２２条 （中途解約）	甲および乙丙は、本契約有効期間中であっても、２か月以上前に相手方に書面で通知することをもって本契約を解除できるものとします。	甲および乙丙は、本契約有効期間中であっても、２か月前までに相手方に当社所定の書面または電磁的方法により通知することにより本契約を解除できるものとします。

新旧対比表（りそな PayFast 利用規定）

2026 年 12 月改定

項目	改定前	改定後
第３９条 （本人確認）	１．管理サイトを利用する際の認証方法は、ログイン ID およびログインパスワードにより利用者本人であることを確認する方式とし、利用者が入力したログイン ID およびログインパスワードが決済データ管理サービスに登録されているものと一致した場合は、乙丙は正当な利用者による使用であると認めるものとします。	１．管理サイトを利用する際の認証方法は、ログイン ID およびログインパスワードにより利用者本人であることを確認する方式とし、利用者が入力したログイン ID およびログインパスワードが決済データ管理サービスに登録されているものと一致した場合は、乙丙は正当な利用者が甲の認めた権限の範囲内で使用しているものとみなします。この場合、正当な利用者以外の者による使用または甲が認めた権限の範囲外の使用であってもその責任は甲に帰属するものとし、乙丙は一切の責任を負わないものとします。

以上